販売代理店契約書

株式会社〇〇〇〇　　（以下、「甲」という）と株式会社　ノア（以下、「乙」という）は、日本国内において、乙の提供するウェブキャンバス（ソフトウェア及びその関連商品、その関連サービス　以下「取扱商品」という）を顧客に販売普及させる目的により、以下の通り、基本契約を締結する。
甲及び乙は、相互の信頼を基盤とし、信義誠実の原則に則って本契約を履行し、取扱商品の販売普及に努めるとともに、相互の利益と友好的な関係を維持するものとする。

第１条（総則）

１．乙は、甲を販売店とし、本契約に定めるところに従い、取扱商品を甲に販売し、甲はこれを日本国内において、非独占的に顧客に販売するものとする。
２.甲乙間における取扱商品の個別具体的な取引内容については、別途定める取扱商品の販売契約（以下、「個別契約」という）にてこれを定めるものとする。
３.本契約は、甲乙間の全ての個別契約に適用される。甲乙間で、個別契約において本契約と異なる合意がなされた場合は、原則として個別契約で定めた事項が優先的な効力を有する。

第２条（販売代理店契約の定義）

１．　取次ぎ
甲は、取扱商品の購入顧客を乙に紹介し、乙は、顧客に対し取扱商品を販売する。
２．　卸
前項に関わらず、甲は、取扱商品を乙から購入し、甲が顧客に対し、取扱商品を販売することができる。

第３条（非独占販売）

甲は、本契約が、乙が取扱商品を直接顧客に販売する権利、及び乙が他の者と販売代理店契約を締結する権利のいずれにも制約を課するものではないことを確認する。

第４条（販売地域の非限定）

乙は、本契約が、甲が取扱商品を販売する地域に制約を課するものではないことを確認する。

第５条（取扱商品および手数料・価格）

１．第２条１に基づき、甲が乙に取次いだ顧客が乙より取扱商品を購入した場合（以下「取次ぎの場合」という）、乙は甲に対し、別紙「手数料および卸価格表」に記載された手数料を支払うものとする。
２.第２条２に基づき、甲が乙から取扱商品を購入する場合(以下「卸方式の場合」という）には、甲乙間における取扱商品の売買価格は、別紙「手数料および卸価格表」に記載の通りとする。
３.乙は、本契約期間中といえども、「手数料および卸価格表」に設定された価格及び割引率等を任意に改定することができる。ただし、改訂公示以前の甲から乙に対する既発注分については旧価格を適用するものとする。

第６条（代金の支払い）

（取次ぎ）
１.取次ぎ方式の場合には、乙は、手数料を取扱商品を顧客に納入した月の翌月末までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。
２.前項の手数料の月額が、￥５,０００（税抜き）未満の場合は、９月末日に１年分を合算して振り込むものとする。
（卸）
３.卸方式の場合には、毎月末日を締め日とし、甲が購入した取扱商品の当月分の代金を、翌月末日までに甲が乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払う。
（取次ぎおよび卸）
４.甲乙の合意により、代金の支払い期日を本契約とは別に取り決めることができるものとする。
５.振込み手数料の負担は、甲乙のうち、振込みを行うものが負担するものとする。

第７条（商品説明）

１．乙は、甲に対し取扱商品の仕様、性能、操作方法、稼動条件等について必要な情報を提供し、甲はこれを十分理解するよう努めなければならない。
２．甲は、取扱商品を販売するにあたり、顧客に対し、取扱商品の仕様、性能、操作方法、稼動条件等に関する十分な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

第８条（使用許諾契約）

乙は、取扱商品を購入した甲の顧客と取扱商品の使用許諾契約を締結する。

第９条（技術サポート）

１．甲は、甲の顧客に対するサポート窓口を設け、甲の顧客に対する技術サポートを行うものとする。
２．甲は、甲の顧客との間でサポート契約を締結することができる。
３．甲と乙が、別途サポート契約を締結した場合、甲は乙に対して甲と乙のサポート契約に基づき、技術サービスを求めることができる。
４．甲乙の合意により、乙は、甲の顧客との間でサポート契約を締結することができる。

第１０条（卸の場合の商品の発注・納品・検収）

１．甲は乙が予め用意する発注書により取扱商品を乙に発注し、乙が甲に注文請書を提出することにより、取扱商品に関する売買契約が成立するものとする。
２．取扱商品の納入方法、納入場所、納入時期についてはその都度両者の協議により定める。
３．甲は、取扱商品の納入を受けた後、１０日以内に取扱商品を検収し、その合否を乙に通知する。但し、甲が１０日以内に検収の合否を通知しない場合、及び甲が取扱商品を顧客の用に供した場合は、乙は検収に合格したものとみなすことができる。

第１１条（ソフトウェア製造上の瑕疵）

１．ソフトウェア製造上の瑕疵が発見された場合には、乙は瑕疵の修復を行わなければならない。
２．ソフトウェア製造上の瑕疵について、修復の方法、時期は乙の判断で行うことができるものとする。
３．ソフトウェア製造上の瑕疵について、乙が修正パッチまたはバージョンアップ版をウェブサイトからのダウンロードによって提供し、甲が顧客に修正版パッチまたはバージョンアップを適用することをもって、乙の製造上の瑕疵を修復したものとする。
４．ソフトウェア製造上の瑕疵が出荷前に発見された場合、乙は瑕疵を修復するまで出荷を停止することができるものとする。
５．ソフトウェア製造上の瑕疵による出荷停止による納期の遅延に関して、乙は損賠賠償義務を免れるものとする。
６．ソフトウェア製造上の瑕疵について、乙による瑕疵修復が困難な場合、販売額のうち該当商品に相当する額を上限として返金するものとする。
７．ソフトウェア製造上の瑕疵により、甲および甲の顧客が被った不利益に関する乙の損害賠償額は、甲への販売額のうち該当商品に相当する額を上限とする。

第１２条（バージョンアップ及び修正パッチ）

１．乙が、取扱商品について無償のバージョンアップ又は修正パッチを提供する際には、乙は、これを自社ウェブサイト上に掲載する外、甲に対し電子メール等の相当な方法によりこれを通知する。
２．甲は、前項のバージョンアップ又は修正パッチの提供があったことを知った場合、顧客における取扱商品の使用状況等を勘案して、顧客の不利益にならないようバージョンアップ又は修正パッチ適用の要否を判断し、必要な場合これを適用しなければならない。

第１３条 （著作権等の取扱い）

１．取扱商品、取扱商品の取扱説明書その他取扱商品の付属物等の著作物の著作権は、乙に帰属し、媒体等の所有権が甲に移転した場合といえども、著作権、工業所有権及びその他の知的財産権は甲及び顧客には移転しないものとする。
２．甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、以下の各号に掲げる事項を行ってはならない。
① 取扱商品の全部又は一部並びに取扱商品の付属物を複製し、改変し、貸与し、開示し、配布し、もしくは翻案等を行うこと
② 乙又は乙が許諾を受けた第三者の著作権その他の権利を侵害する行為を行うこと

③ 上記著作権等の権利侵害を行っているか又は行おうとしている第三者に対し取扱商品を販売するなどの行為を行うこと
④ 取扱商品又は乙から提供された取扱商品の資料等の外観を改変すること、取扱商品又は乙から提供された取扱商品の資料等に表示された商標、著作権表示等を改竄し又は削除すること、並びに取扱商品又は乙から提供された取扱商品の資料等に他の商標、記号、マークなどを付することなど、取扱商品の同一性に変更を加えた商品として販売又は頒布すること

3．甲は、乙の取扱商品に対する権利を尊重し、第三者が当該権利を侵害していることを発見した場合には、直ちに乙に通知し、これに対し乙が適正な侵害排除の措置をとることに協力するものとする。

第１４条 （秘密保持）

1．甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、本契約の内容、本件業務の遂行上知り得た相手方の技術上・営業上の一切の秘密情報につき秘密を保持し、相手方の事前の同意ある場合を除き、第三者に開示又は漏洩し、もしくは第三者のために使用し、又は本契約の目的外のために自己使用してはならない。但し、法令の定めに基づき、又は権限ある政府機関から開示要求があった場合は、この限りではない。
2．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であり、それを証明できるものについては、これを秘密として取扱わない。
① 公知の情報又は相手方から取得した後自己の責めによらず公知となった情報
② 相手方から取得した時自己が既に保有していた情報
③ 自己が第三者から適法に取得した情報
④ 自己が独自に開発した情報
3．本契約終了後に際し、甲は本契約に基づき乙から交付された一切の文書等を乙に返還しなければならない。

第１５条（紛争処理）

1．取扱商品を購入した顧客からのクレームにあたっては、甲が一次対応するものとする。
2．顧客による損害賠償請求の対応を余儀なくされた場合、乙の損害賠償額の上限は、甲に対する販売額のうち該当商品に相当する額とする。

第１６条（免責事項）

1．乙は、取扱商品について、特定目的に適合することを保証するものではない。
2．取扱商品の仕様について、乙の判断で変更できるものとする。

第１７条（商品の返品等）

乙が、甲に売り渡した商品については、甲に輸送中破損した場合を除き、返品できないものとする。

第１８条（商品の提供終了）

乙は、甲に対し、３ヶ月前までに通知することにより、本件個別商品の販売を終了することができる。

第１９条（譲渡の禁止）

甲は、乙の書面による事前の同意を得ない限り、本契約に基づく一切の権利または義務を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

第２０条（契約解除）

甲乙は、次の各項の一に該当する事由が生じたときは、本契約を直ちに解除することができる。

1．甲乙が、本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
2．甲乙が、営業を譲渡又は他社と合併したとき
3．甲乙が、銀行取引停止処分を受けたとき
4．甲乙が、第三者から強制執行を受けたとき
5．甲乙が、破産・民事再生・あるいは、会社更生等の申立を受けたとき
6．甲乙が、信用状態の悪化等あるいは、その他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第２１条（有効期限）

本契約は、契約締結日より１年間効力を有するものとする。但し、期間満了１か月前までに、甲乙いずれからの特別の申出のないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第２２条（契約終了時の措置）

１．本契約が終了したときは、甲は直ちに乙の代理店である旨の表示を中止し、以後、乙の代理店である旨を表示してはならない。
２．本契約が終了したときは、甲は直ちに乙が提供した商品に関する一切の資料を乙に返却するものとする。

第２３条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約上の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　住　　所

社　　名　　印

乙　住　　所　〒093-0075

北海道網走市北５条西８丁目４番２号

社　　名　株式会社　ノア

代表取締役　　中　江　拓　司　　印